



ちづくりを進めます。

▼まちづくりの基本原則

- ①住民参加（パブリック・コメント制の導入）
- ②情報共有（地域インターネット共有情報通信システムの拡充）

③地域自治（地域担当職員制度の導入）

▼まちづくり推進会議の設置
協働の地域づくり・まちづくり支援事業

2 広域連合・広域連携へのアプローチ

介護保険、国民健康保険、管理部門等について近隣自治体と連携し、広域連合などの制度の活用により、行政の簡素化・効率化を推進します。

3 行政パートナー制度の導入

「町民が町を運営すること」を原則に、町の業務を有償ボランティアの「行政パートナー」に委ね、住民と一体となって効率的でローコストの自立した町政運営を図ります。

4 住民力を高める人材の育成

「自己決定・自己責任」という主体的な行政運営を、住民と行政の協働で行なうため、人材育成や能力向上により住民力を高めます。

5 新しい「コミュニティ」の育成

ボランティアや有償ボランティア、ボランティアコーディネーター及びNPO等の育成を推進する必要があります。研究会や講座を開催し、育成していきます。

6 行政評価制度の確立

事務事業実施の循環過程（マネジメントサイクル）を、行政経営の中にシステムとして確立していきます。

「ほろのべ自律プラン」は、昨年度半年をかけて住民会議の委員の方々が調査検討し、提言くださった「答申書」を反映して、策定いたしました。今後は、実施計画を策定し、計画にそって職員

一丸となってその実現に取り組み、行政改革推進委員会や町議会、そして町民の皆さんに進捗状況などを報告していきます。

また、皆さんからのご意見や、社会情勢の変化などに対応し、毎年計画のローリングを行なっていきます。

住民が安心して、真に豊かで活き活きと、真に暮らせる地域社会『ほろのべ』を創るため、皆さんの参加とご協力をお願いいたします。

なお、「自律プラン」について詳しくお知りになりたい方は、

総務課自律推進室

☎五一一一一・内線一

三二または一三四までご連絡ください。

希望がありましたら出前講座でも対応します。で、五名以上のグループでお申し込みください。

住民・地域・行政の役割分担

